

## 総務委員会会議記録

総務委員会委員長 千葉 秀幸

1 日時

令和7年4月28日（月曜日）

午後1時39分開会、午後1時59分散会

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

千葉秀幸委員長、はぎの幸弘副委員長、高橋はじめ委員、名須川晋委員、岩渕誠委員、千葉伝委員、城内愛彦委員、村上秀紀委員、佐々木朋和委員、ハクセル美穂子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

佐々木担当書記、千葉担当書記、吉田併任書記、大場併任書記、佐藤併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 総務部

福田総務部長、村上副部長兼総務室長、佐藤参事兼財政課総括課長、  
多田税務課総括課長

(2) 復興防災部

大畑復興防災部長、北島副部長兼復興危機管理室長、  
戸田副部長兼消防安全課総括課長、  
山本特命参事兼企画課長兼林野火災復旧復興推進課長、  
藤川復興くらし再建課総括課長、太田被災者生活再建課長、久保防災課総括課長、  
細川消防保安課長

(3) ふるさと振興部

村上ふるさと振興部長、阿部理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長、  
森田交通政策室長、兼平企画課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

- ア 議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算（第1号）  
第1条第1項  
第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第2款 総務費

第3款 民生費

第5項 災害救助費

## 第2条

イ 議案第2号 岩手県県税条例の一部を改正する条例

### 9 議事の内容

○千葉秀幸委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第1号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第2款総務費、第3款民生費第5項災害救助費、第2条地方債補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤参事兼財政課総括課長 議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、令和7年大船渡市林野火災により被災した被災者の暮らしの再建、事業者のなりわいの再生、インフラの整備など、早急に対応が必要となる予算を計上したものです。

議案その1の5ページをごらん願います。まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34億7,427万9,000円を追加し、補正後現計を7,364億1,600万6,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、6ページから8ページの第1表のとおりであります。これにつきましては予算に関する説明書により御説明します。

次に、第2条地方債につきましては、9ページをごらん願います。第2表地方債補正の1、追加は、水産業被災施設復旧整備事業を追加で発行しようとするものであります。

また、10ページの2、変更は、災害援護資金貸付金など5件について起債限度額を変更しようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の7ページをごらん願います。9款国庫支出金につきましては、各種事業の補正に伴うものです。1項国庫負担金は、11億5,789万円の増額でございます。

次に、8ページ、2項国庫補助金は、5億1,523万3,000円の増額でございます。

次に、9ページの12款繰入金、2項基金繰入金につきましては、三陸鉄道運営助成基金及び財政調整基金からの繰入金の補正であり、6億371万2,000円の増額でございます。

次に、10ページの14款諸収入、4項貸付金元利収入につきましては、中小企業災害復旧資金貸付金の補正に伴うものであり、1億6,600万円の増額でございます。

11 ページの 7 項雑入につきましては、ダム管理費の補正に伴うものであり、144 万 4,000 円の増額でございます。

次に、12 ページの 15 款県債につきましては、砂防事業等の補正に充てる県債の補正であり、10 億 3,000 万円の増額であります。

以上、御説明したとおり、今回の補正で増額する歳入総額は 34 億 7,427 万 9,000 円となっております。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。13 ページをお開き願います。2 款総務費、4 項地域振興費につきましては、三陸鉄道株式会社に対して代行バス運行等に要した経費を補助するものであり、372 万 8,000 円の増額でございます。

15 ページの 3 款民生費、5 項災害救助費につきましては、災害援護資金の貸付けや避難所の運営等に要する経費を計上したものであり、1 億 5,578 万 4,000 円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**千葉秀幸委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**岩淵誠委員** 財源の関係でお尋ねします。

今回の補正予算につきまして、大ざっぱに言うと、国庫で 16 億 7,300 万円、県債で 10 億 3,000 万円、一般財源が 6 億円というような財源構成になっていると思っております。今回は災害対応に伴う補正であります。県債を発行するのはいわゆる公共のインフラ整備に関わるものということになっております。

災害復旧のインフラ整備での県債ということになりますので、裏負担といいますが、交付税の算入措置というものはあるのかお尋ねします。

○**佐藤参事兼財政課総括課長** 岩淵誠委員から御紹介がありましたとおり、県債が 10 億円余となっております。このうち大半が交付税措置のあるもので、充当率からすると 90 から 100%、交付税措置率からすると 50%程度ということで、10 億円に対して 4 億円程度が交付税措置されるものです。

○**岩淵誠委員** ありがとうございます。今回は、砂防、治山ダムに係るものが大部分でありますから、金額はこの程度で済んでいるのだと思います。

しかし、今後、林野再生、山林再生に巨額の財政支出を伴うものになるのではないかと懸念しております。局地激甚災害にはなったのですが、これはちょっとへんてこな制度でして、林地回復をやる場合に事業主体が県の場合と、市町村の場合とで、県の財政負担が大きく変わってくるものと認識しておりますが、どのような見通しで、またどのような対応をするのかお尋ねします。

○**佐藤参事兼財政課総括課長** 岩淵誠委員御指摘のとおり、市町村でやる場合、今回激甚で森林災害復旧事業を活用でき、県の負担は 3%程度なのですが、県で直接実施する場合の県の負担は、特別交付税措置などもあるのですが、25%程度ということで大きくなります。

今回の被災状況ですが、大半が私有林と市有林であり、相当程度は市が事業実施主体になることが想定されますけれども、岩渕誠委員御指摘のとおり、県で負担する場合は25%程度の負担になるというものです。

○**岩渕誠委員** 大船渡市も財政的にそこまで裕福な自治体ではございません。災害復旧ですから、大体1割ぐらいが地元の負担と考えるのが一般的であります。心配をしておりますのは、森林再生の段階で桁が大きくなってくると、1割負担といってもかなりの金額になりますので、ここの財政措置と、あるいは県費でどうやっていくかということは一研究の対象になろうかと思っているのですが、この辺は今のところどのような考えですか。

○**佐藤参事兼財政課総括課長** 事業費は調整中ですが、相当な金額が予想されます。市町村の負担は、市町村が実施する場合は1割ということになりますが、復旧復興事業を早期に行うために、今被害状況を調査・調整中であり、制度の柔軟な運用や拡充などを常にあらゆる機会を使って国に求めているところですが、岩渕誠委員御指摘の不安もありますので、今後も国に求めていく必要があると考えております。

○**岩渕誠委員** そのあたりは、財政サイドもさることながら市町村課、そして復興防災部でも、ぜひ御対応をお願いしたいと思います。

さて、予算外のお金で義援金というものがありますが、この扱いについては、今までは義援金で集まったものは個人の収入、それから予算については公のものという大ざっぱなくくりがあったわけでありまして。

せんだって大船渡市は、義援金の配分を大体明らかにしたわけでありまして。逆に言うと、例えば義援金の配分が1件当たりどのくらいになるかということは、今後県や市町村などがどのような財政的支援をするか検討する際には考慮をすべき大きなポイントになってくると思うのですが、現状で岩手県に対して大船渡市林野火災を用途とした義援金は、どの程度集まっているのかお尋ねします。

○**太田被災者生活再建課長** 義援金の受付金額についてですが、4月21日時点で日本赤十字社共同募金などが岩手県分として受け付けました金額は4億6,000万円余り、大船渡市分として受け付けた金額が6億2,000万円余り、合計で10億8,000万円余りとなっております。

大船渡市分については、先ほど岩渕誠委員御紹介のとおり、大船渡市が義援金配分委員会を開催し、4月30日に配分する予定としており、その金額は2億7,794万円を予定しております。

岩手県分につきましては、県において5月上旬に大船渡市林野火災義援金配分委員会を開催いたしまして、義援金の配分方法等について協議する予定としております。

○**岩渕誠委員** わかりました。これは、義援金の配分でありますから、第三者委員会が立ち上がって、そこで決定をすると思うのですが、前段の流れで言いますと、市町村の財政的な負担がかなり心配されている中で、県として義援金のあり方をどうするかを詳細に決めるべきものなのか。あるいは義援金の大半を大船渡市に渡して、そちらで使ってもら

中でトータルの財政ハンドリングをしていく方法もあるのではないかと思いますので、現状でどのような方法を考えているのかお示してください。

○太田被災者生活再建課長 義援金の配分につきましては、配分委員会により決定するとされております。岩手県受付分については、5月上旬に配分委員会の中で協議していくことになっております。

○岩渕誠委員 よくわかりました。ただ、大船渡市林野火災に関する岩手県の支援メニューを見ていくと、個人に対する支援が先行しているので、その金額の見合いからすると、県に来た義援金を上乘せして渡すほうがいいのか、それともそのまま大船渡市に渡して、地元のニーズに合わせて使用してもらうほうがいいのかを踏まえた上で財政措置を考えることも、私は一つの考え方としてあるのではないかという尋ね方をしているのですが、いかがですか。

○藤川復興くらし再建課総括課長 義援金の配分につきましては、先ほど申し上げたとおり、配分委員会で決定されるということで、現段階でこうしたほうがいいというような話にはできないのですけれども、今岩渕誠委員から御指摘のあった点については、担当している保健福祉部とも共有させていただきたいと思っております。

また、岩手県としての支援についてでございますが、我々の所管している支援といたしましては災害救助法による生活支援もありますし、生活再建支援金、あるいは県単独事業でも補助金を出しております。これらに加えて、義援金の配分の仕方というのも大きなファクターであると思っております。

今回、東日本大震災津波との二重被災にもなっているということも考慮いたしまして、災害救助法の柔軟な運用や、特段の支援を国に要請しているところでございます。その上で、今回応急仮設住宅の確保も含めて、被災者一人一人に寄り添った丁寧な支援が重要と考えておりますので、個々の被災者の状況を把握しながら丁寧に対応していきたいと考えております。

○岩渕誠委員 今回の場合は火災被害ということもありまして、津波とは違ってある程度保険が適用になると思いますが、一方で、今お話があったような二重被災された方や高齢世帯の皆さんにとっては、この先どうするのだということによって、仮設住宅の設置が長期に及ぶ可能性も考慮の中に入れておかなければいけないと思えます。そうすると、義援金をどのように使うのか、留保分がどうあるべきなのかということも含めて、将来的な部分についてよく考慮に入れる必要があると思えます。先ほどの財政的な負担の軽減と併せて、ぜひ御検討いただくことを希望して終わります。

○城内愛彦委員 復興の状況についてお伺いしたいと思います。東日本大震災津波の際には10年間という区切りを設けて、その間で復興するというロードマップ計画を立てたわけですが、今回の大船渡市林野火災において、被災をされた方々の再建に向けたロードマップ、計画は作成しているのか、それとも通常の災害復旧の枠組みでやろうとしているのか、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○山本特命参事兼企画課長兼林野火災復旧復興推進課長 大船渡市林野火災からの復旧復興についてでありますけれども、基本的には個別の災害復旧事業の枠組みの中で対応することを考えております。ただし、さまざまな事業の進捗度合いや、措置の状況等につきまして全庁で統一する仕組みを整えておりますので、その中で調整等を図りながら進めてまいりたいと思っております。

○城内愛彦委員 ぜひスピード感を持って復旧をしていただきたいという意味で、今質問させていただきました。

先ほど岩瀬誠委員からもお話がありましたとおり、御高齢の方々が多い中であって、東日本大震災津波の際も盛岡地域に移転をされた方々はそのま戻らなかったという状況があります。そのことによって、地域の衰退が加速化してしまうという懸念があります。被災をされた方々に、できればタイムスケジュールのようなものをお示しして、ここまで頑張してほしいのだという話をしていただけるような枠組みがあってもいいのではないかと思いますので、その辺も検討していただければと思います。意見で終わります。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第2号岩手県県税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○多田税務課総括課長 議案第2号の岩手県県税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案その2の5ページをごらんください。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております岩手県県税条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容ですが、令和7年大船渡市林野火災に伴い被災した住居等の再建に向けた資金借入等のための納税証明書の交付や免税軽油使用者証の再交付等が必要となる者がいる可能性があり、今後発生し得る同様の災害等も含め、公益上特別の理由があると認める場合は、本条例で定める手数料を免除しようとするものです。

3の施行期日ですが、公布の日から施行し、令和7年大船渡市林野火災が災害救助法の

規定による救助の適用を受けた日である令和7年2月26日から適用するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。